

石巻市南浜地区復興祈念公園（仮称）基本計画

【新旧対照表】

平成 27 年 8 月

目次	1. 東日本大震災による被害の概要 原文

目次	1. 東日本大震災による被害の概要 修正文
(3) 国営追悼・祈念施設(仮称)の概要	

P5	原文

P5	修正文
(3)国営追悼・祈念施設(仮称)の概要	
<p>国は、2014年(平成26年)10月31日に「国営追悼・祈念施設(仮称)」を石巻市南浜地区に設置することを閣議決定した。</p> <p>この施設は、「東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂」等を目的としたもので、当公園の中核的施設となるものである。</p> <p>【国営追悼・祈念施設(仮称)の概要】</p> <p>目的:①東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂 ②震災の記憶と教訓の後世への伝承 ③国内外に向けた復興に対する強い意志の発信</p> <p>場所:【岩手県】陸前高田市(高田松原地区) 【宮城県】石巻市(南浜地区)</p> <p>内容:地方公共団体が整備する復興祈念公園(仮称)の中に、国が中核的施設となる丘や広場等を設置することを想定(面積は数ha程度)</p>	

P8	(4)多様な主体の参画・協働の場を構築する 原文
<p>そのため、当公園では、市民、NPO、企業など多様な主体が、公園の計画段階から管理運営段階を通して、計画検討、植樹活動、伝承活動、防災学習、施設維持管理など、様々な形で参画・協働できる場を構築する。</p>	

P8	(4)多様な主体の参画・協働の場を構築する 修正文
<p>そのため、当公園では、市民、NPO、企業など多様な主体が、公園の計画段階から管理運営段階を通して、計画検討、植樹活動、伝承活動、防災学習、運動やレクリエーション活動、施設維持管理など、様々な形で参画・協働できる場を構築する。</p>	

P14	c.追悼と伝承の祈念公園 原文
<p>この場所に多くの市民が集い、東日本大震災の犠牲者の追悼の場、また中心的な教訓の伝承の場とするため、中心部に式典や伝承活動が可能な中核的な空間を整備し、また震災の伝承活動や湿地の動植物の環境学習、イベント等多様な市民活動の拠点となる空間を整備する。</p>	

P14	c.追悼と伝承の祈念公園 修正文
<p>この場所に多くの市民が集い、東日本大震災の犠牲者の追悼の場、また中心的な教訓の伝承の場とするため、中心部に式典や伝承活動、復興への強い意志の発信が可能な中核的な空間を整備し、また震災の伝承活動や湿地の動植物の環境学習、運動やレクリエーション活動、イベント等多様な市民活動の拠点となる空間を整備する。</p>	

P14	図6 吹き出し 原文
<p>【南浜町二丁目、三丁目】</p> <p>式典や伝承活動が可能な中核的な空間</p> <p>市民活動の拠点となる空間</p> <p>かつて街の暮らしがあったことを実感できる空間</p>	

P14	図6 吹き出し 修正文
<p>【南浜町二丁目、三丁目】</p> <p>式典や伝承活動、復興への強い意志の発信が可能な中核的な空間</p> <p>市民活動の拠点となる空間</p> <p>かつて街の暮らしがあったことを実感できる空間</p>	

P18	(3)空間配置方針 原文
<p>具体的には、南浜町二丁目、三丁目の公園の中心部に、式典や伝承活動が可能な中核的な空間及び市民活動の拠点となる空間、かつて街の暮らしがあったことを実感できる空間を位置付け中核的広場ゾーンとする。</p>	

P18	(3)空間配置方針 修正文
<p>具体的には、南浜町二丁目、三丁目の公園の中心部に、式典や伝承活動等が可能な中核的な空間及び市民活動の拠点となる空間や、かつて街の暮らしがあったことを実感できる空間を位置付ける。</p>	

P18	図10 吹き出し 原文
<p>【南浜町二丁目、三丁目】</p> <p>式典や伝承活動が可能な中核的な空間</p> <p>市民活動の拠点となる空間</p> <p>かつて街の暮らしがあったことを実感できる空間</p>	

P18	図10 吹き出し 修正文
<p>【南浜町二丁目、三丁目】</p> <p>式典や伝承活動、復興への強い意志の発信が可能な中核的な空間</p> <p>市民活動の拠点となる空間</p> <p>かつて街の暮らしがあったことを実感できる空間</p>	

P20	2)教訓の伝承の場 原文
<p>当公園となる敷地が、かつての市街地の跡地であり、この地が大津波によって瞬時に失われたという記憶を未来に留めるため、元の街路形態や震災遺構、震災後出現した湿地等を公園デザインに取り入れることにより、震災と津波の教訓を伝承する。</p>	

P20	2)教訓の伝承の場 修正文
<p>当公園となる敷地が、かつての市街地の跡地であり、この地が大津波によって瞬時に失われたという記憶を未来に留めるため、元の街路形態や震災遺構、震災後出現した湿地等を公園デザインに取り入れ、市民による伝承活動の拠点となる空間を整備することで震災と津波の教訓を伝承する。</p>	

P20	2)教訓の伝承の場 具体化に向けた考え方 原文
<p></p>	

P20	2)教訓の伝承の場 具体化に向けた考え方 修正文
<p>●本公園や周辺を眺望する日和山を、過去に街の暮らしがあり、震災でこれらが失われたことを面的に実感するための視点場として位置付け、そこからの景観を考慮するものとする。</p>	

P21	4)多様な主体の参画・協働の場 原文
<p>当公園では、市民、NPO、学校、企業等の多様な主体により、樹木や花木の植栽による杜づくりのほか、伝承活動、防災学習やイベントの実施、施設の維持管理など、さまざまな参加の形態が見込まれるため、多様な主体が円滑に当公園の整備や管理運営に参画・協働できる場づくりを行う。</p>	

P21	4)多様な主体の参画・協働の場 修正文
<p>当公園では、市民、NPO、学校、企業等の多様な主体により、樹木や花木の植栽による杜づくりのほか、伝承活動、防災学習やイベントの実施、運動やレクリエーション活動、施設の維持管理など、さまざまな参加の形態が見込まれるため、多様な主体が円滑に当公園の整備や管理運営に参画・協働できる場づくりを行う。</p>	

P21	4)多様な主体の参画・協働の場 具体化に向けた考え方 原文
<p>●多様な主体が杜づくりという共通の目標に向かって協働していくため、材料調達や運営、育成の管理に向けた体制を整備する。</p>	

P21	4)多様な主体の参画・協働の場 具体化に向けた考え方 修正文
<p>●多様な主体が杜づくりという共通の目標に向かって協働していくため、苗木の確保や運営、育成の管理に向けた体制を整備する。</p>	

P22	(5)国・県・市の役割と機能区分 原文
<p>国が担う内容</p> <p>●南浜町二丁目、三丁目のエリアを中心に、式典や伝承活動が可能な公園の中核的空間となる国営追悼・祈念施設(仮称)を整備する。</p>	

P22	(5)国・県・市の役割と機能区分 修正文
<p>国が担う内容</p> <p>●南浜町二丁目、三丁目のエリアを中心に、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂のための式典、教訓の伝承活動、復興への強い意志の発信が可能な公園の中核的空間となる国営追悼・祈念施設(仮称)を整備する。</p>	

P23	図 12 吹き出し 原文
<p>【南浜町二丁目、三丁目】</p> <p>式典や伝承活動が可能な中核的な空間</p> <p>市民活動の拠点となる空間</p> <p>かつて街の暮らしがあったことを実感できる空間</p>	

P23	図 12 吹き出し 修正文
<p>【南浜町二丁目、三丁目】</p> <p>式典や伝承活動、復興への強い意志の発信が可能な中核的な空間</p> <p>市民活動の拠点となる空間</p> <p>かつて街の暮らしがあったことを実感できる空間</p>	

P30	(1)杜づくりのプロセス 原文
<p>様々な事業と参画者が、杜づくりという共通の目標に向かって協働していくため、膨大な数量の材料生産の時間や整備工事期間、その後の運営管理などを鑑みながら、最適な参画の仕組みや体制、スケジュールを検討する必要がある。</p> <p>本計画では、苗木による杜づくりとその植栽段階を想定し、材料調達と運営・管理について、多様な主体の参画と協働のメニューとスケジュールの関連性を次のように設定する。</p>	

P30	(1)杜づくりのプロセス 修正文
<p>様々な事業と参画者が、杜づくりという共通の目標に向かって協働していくため、膨大な数量の苗木生産の時間や整備工事期間、その後の運営管理などを鑑みながら、最適な参画の仕組みや体制、スケジュールを検討する必要がある。</p> <p>本計画では、苗木による杜づくりとその植栽段階を想定し、苗木の確保と運営・管理について、多様な主体の参画と協働のメニューとスケジュールの関連性を次のように設定する。</p>	

P32	(2)多様な主体の参画と協働のあり方 原文
<p>多様な主体の参画と協働による杜づくりにあたり、「材料調達」及び「運営・育成管理」の2点が重要であることから、次の事項に留意する。</p>	

P32	(2)多様な主体の参画と協働のあり方 修正文
<p>多様な主体の参画と協働による杜づくりにあたり、「苗木の確保」及び「運営・育成管理」の2点が重要であることから、次の事項に留意する。</p>	

P32	(2)多様な主体の参画と協働のあり方 原文
1)材料調達	

P32	(2)多様な主体の参画と協働のあり方 修正文
1)苗木の確保	